四　地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第一項に規定する地域連携保全活動計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報
五　森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十三条第一項の規定により市町村の長が同法第四十二条第一項に規定する災害等防止措置（国内樹木の伐採に限る。）を講じたことを証する情報
六　国内樹木の伐採に関して地方公共団体がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）があったことを証する情報
七　国内樹木の伐採に関して地方公共団体に対してした届出（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）に係る情報
八　原産国の政府機関に準ずるもの又は輸出国の政府機関その他これに準ずるものにより発行された法第六条第一項第二号に規定する木材等の原材料である樹木（以下「国外樹木」という。）が樹木の伐採に係る原産国の法令に適合して伐採されたことを証する情報
九　原産国の政府機関その他これに準ずるものに対してした国外樹木が樹木の伐採に係る当該原産国の法令に適合して伐採されたことを証する届出に係る情報
十　樹木の伐採に係る原産国の法令の規定が適用されない国外樹木の伐採について、当該伐採をした者が当該国外樹木について所有権その他の伐採の権原を有する者であることを証する情報
十一　国又は地方公共団体により発行された、国若しくは地方公共団体が所有する国内樹木又は国若しくは地方公共団体から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業に係る樹木が伐採されたことを証する情報
十二　地方公共団体又は主務大臣が指定する者が、法第六条第二項第二号に規定する届出書の写し若しくは証明書の写し又は前各号に掲げる情報を踏まえ、同条第一項各号に規定する木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報
（主務大臣等）
第二条　この政令における主務大臣は、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。
２　この政令における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
附　則
この政令は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第二十二号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

農林水産大臣　宮下　一郎
経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第三百四十三号
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項及び第二十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。
第一条に次の一号を加える。
三十五　ペルフルオロ（ヘキサン－一－スルホン酸）（別名ＰＦＨｘＳ）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「ＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）
第七条の表十一の項下欄第五号中「又は」を「及び」に改め、同表に次のように加える。

十九　ＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩	一　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 二　金属の加工に使用するエッチング剤 三　半導体の製造に使用するエッチング剤 四　メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 五　半導体の製造に使用する反射防止剤 六　半導体用のレジスト 七　はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 八　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 十　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
ＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附則第三項の表に次のように加える。

附　則
この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定及び附則第三項の表の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第三百四十四号
水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。
水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。
第一条に次の五号を加える。
十四　脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ
十五　真空ポンプ